

別表（第25条関係）

特定緑化建築物の緑化基準

区 分	緑化の基準
1 地上部	緑化面積が次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア（敷地面積－建築面積）×15% イ（敷地面積－（敷地面積×建ぺい率×0.8））×15%
2 建築物上	緑化面積が屋上面積の20パーセント以上であること。

- 備考 1 「敷地」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。
- 2 敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第1号に定めるところによる。ただし、次に掲げる施設に係る敷地面積については、当該敷地面積からこれらの施設の用途を考慮して知事が必要と認める面積を除くことができる。
- （1）上下水道施設等における水処理施設その他の施設
 - （2）共同住宅等の敷地内の道路等
 - （3）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の運動場その他の運動施設
 - （4）工場における貯水槽その他の施設
- 3 建築面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるところによる。
- 4 「地上部」とは、敷地のうち建築物（建築基準法第2条第1項第1号に規定する門、塀等を除く。）の存する部分を除いた部分をいう。
- 5 「建ぺい率」とは、建築基準法その他の法令の規定に基づき定められる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいう。
- 6 「建築物上」とは、建築物の屋上、壁面又はベランダ等をいう。
- 7 「屋上面積」とは、屋上（建築物の屋根部分のうち人の出入り及び当該屋根部分の利用が可能な部分をいう。）の面積のうち建築物の管理に必要な施設（太陽光発電装置のパネル等を除く。）に係る部分を除いた面積をいう。
- 8 「緑化面積」とは、緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあつては、容量100リットル以上のものに限る。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の面積をいう。
- 9 緑化面積は、次の緑化施設の区分に応じ、それぞれ定める方法により算出した面積の合計とする。
- （1）建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設 緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に1メートルを乗じて得た面積
 - （2）（1）に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

ア 樹木 次のいずれかの方法により算出された面積の合計

(ア) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と重複する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(イ) 樹木（高さ1メートル以上のものに限る。以下イにおいて同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の左欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる数値をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は(ア)の樹冠の水平投影面と重複する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半 径
1メートル以上2.5メートル未満	1.1メートル
2.5メートル以上4メートル未満	1.6メートル
4メートル以上	2.1メートル

(ウ) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であって、次に掲げる条件のいずれにも該当するもの（その水平投影面が(ア)の樹冠の水平投影面又は(イ)の円の水平投影面と重複する部分を除く。）の水平投影面積の合計

a 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる算式を満たすものであること。

$$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

この算式において、A、T1、T2、T3、T4は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該被われている部分の水平投影面積(単位 平方メートル)

T1 高さが4メートル以上の樹木の本数

T2 高さが2.5メートル以上4メートル未満の樹木の本数

T3 高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木の本数

T4 高さが1メートル未満の樹木の本数

b aの樹木が当該被われている部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

イ 芝その他の地被植物

敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がアの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と重複する部分を除く。）の水平投影面積

ウ 花壇その他これに類するもの

敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花

その他これに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がア又はイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と重複する部分を除く。）の水平投影面積

エ 水流、池その他これらに類するもの

敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がアからウまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と重複する部分を除き、樹木、植栽等と一体となって自然環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

オ （１）の施設又はアからエまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設

当該施設（その水平投影面がアからエまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と重複する部分を除き、（１）及びアからエまでの規定により算出した面積の合計の４分の１を超えない部分に限る。）の水平投影面積

- 10 太陽光発電装置を設置する場合にあつては、当該装置のパネル等に係る水平投影面積を緑化面積に算入することができる。
- 11 地上部における緑化面積について、緑化基準を満たすことが困難な特別の理由がある場合は、当該地上部において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物上の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において、当該建築物上の緑化をもって代える面積は、建築物上において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。
- 12 建築物上における緑化面積について、緑化基準を満たすことが困難な特別の理由がある場合は、当該建築物上において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、地上部の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該地上部の緑化をもって代える面積は、地上部において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。